資料３

**第３次大阪府子ども読書活動推進計画（たたき台）**

Ⅰ　計画策定にあたって

１　なぜ計画の策定が必要か（計画策定の背景）

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立しました。

この法律では、子どもの読書活動の推進に関して、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務等を明らかにしています。また、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、４月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め、子どもの健やかな成長に資することとしています。

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第２条　子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をよ

り深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会

とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなけれ

ばならない。

この基本理念に基づいて、大阪府は「大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第１次計画」という。）を平成15年１月に、第２次大阪府子ども読書活動推進計画（以下、「第２次計画」という。）を平成23年３月に策定し、取組みを進めてきました。

しかし、「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）などの大阪の子どもの読書に関する調査結果を全国と比較した場合、「読書が好き」、「平日授業以外で本を読まない等」の指標は悪く、依然として読書離れが顕著であるといわざるをえない状況にあります。



**サンプル**



大阪府では、この状況を重く受け止め、平成26年度に児童・生徒と保護者、関係機関を対象に独自にアンケート調査を実施しました。

（アンケート調査の結果概要について簡単に記載）

こうした現状分析をふまえ、また、有識者や府民の皆さんからの意見をいただきながら、「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第３次計画」という。）を作成します。第３次計画では、第２次計画で掲げた「「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」という観点から読書環境づくりを進める」視点を継承しつつ、子どもの成長段階や生活の場所に応じてどのような働きかけを行うことが必要かを示すとともに、そのために行政、家庭、学校、地域、事業者が果たす役割を明確にします。

また、子どもの読書活動推進について府民の関心と理解を深め、協力の輪を広げるために、大人への働きかけを計画に位置づけています。

２　この計画はどのような性格を持っているか

この計画は、推進法第９条第１項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」となるものです。大阪府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的な方向、戦略、目標及び推進姿勢等をこの計画で定めるとともに、具体化するための事業の実施スケジュールを策定します。

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

　　　（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の

推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推

進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子

ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

　　　２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活

動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動

の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子

ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、こ

れを公表しなければならない。

４　略

３　計画の目標時期

　　平成28年度から平成32年度までの５年間

４　計画を推進する体制

　　　この計画は、子どもの成長段階に応じて、様々な活動の場所で施策を推進する必要があることから、大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課を事務局とし、府立図書館、教育委員会事務局の企画担当所管課及び学校関係所管課並びに子どものライフステージに関係する知事部局の関係課で構成する「第３次大阪府子ども読書活動推進計画実行委員会」を設置し、緊密な連携に基づき、計画を推進していきます。

　　　また、市町村、PTA、地域のボランティア、書店業界や出版業界をはじめとした民間事業者等と協力し、施策を進めていきます。

Ⅱ　基本的な視点

１　基本理念

（１）目標

読書は、私たちを未知の世界へ連れ出し、様々な感情を湧き起こします。時に勇気を与え、感性を磨き、新たなものを創造する源となり、豊かな心を育む助けとなります。

また、読書を通じて、知識を獲得し、思考を深化し、相手に伝えるための表現を磨くことができます。これは、多様な情報社会で暮らしていくうえで必要となる、自らの課題に応じて正しい情報を取捨選択し、理解し、活用することができる力をつけることにつながります。

読書はまさに生きる力を育むものと考えます。

３次計画では、こうした理念に基づき、「子どもが、読書を楽しいと感じる。未来を生き抜く力の一つとして読書習慣を身につける。」ことを目標として、社会全体で読書活動の推進に努めていきたいと考えます。

＜この計画における読書とは＞

この計画では、読書を、一冊の本を読み切る通読だけでなく、調べ学習のように必要な資料を読み取り活用すること、読み聞かせ（子どもに対する絵本などの音読）など、自分以外の人に読んでもらうことも読書として位置づけています。

　（２）成果指標

　　　　子どもの読書活動を推進するために、府、市町村をはじめ関係者の理解のもと、共通の目標を掲げ、達成に向けて協力して取組みを行っていきます。

その成果や達成度を客観的な指標により把握することで、施策の有効性の検証と計画の見直しを行っていきます。

この計画の成果指標として次の項目を掲げます。

◆　「読書が好き」な子どもの割合を、全国平均以上とします。

　　　　　　　※全国学力・学習状況調査（文部科学省）の資料を用いる。

２　子どもの読書活動推進のために私たちは何をすべきか

（１）子どもの自主的な読書活動の推進

　　　　子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、国や地方自治体、企業、民間団体等が連携を図りながら、子どもたちが読書に親しむ機会を提供します。

（２）子どもの読書活動を支える環境の整備と人材の確保

　　　　子どもの読書環境の地域格差の改善に努めます。

　　　　また、成長段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが大切であることから、子どもが読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備やそれを支える人材の育成に努めます。

　（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

　読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発し、社会的機運の醸成を図ります。

（※上記（１）～（３）について行政、家庭、学校、地域、事業者の役割を記述）

Ⅲ　推進の方向性

１　重点的に取り組むべき項目

（１）家庭、学校、地域、街なかで、子ども（又は乳幼児や児童）への読み聞かせの機会を拡大します。

（２）読書離れが進む中高生が読みたいと思う魅力的な本と出合う機会を増やします（又は、きっかけづくりを進めます）。

（３）公立図書館司書や学校司書、司書教諭等の教員、保護者、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる人材のスキル向上に努めるとともに、支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくりを進めます。

２　目的に応じた施策

（１）子どもへの働きかけ

①　本と出会う（きっかけの提供）

②　本と親しむ~~・たくさん読む~~（本を読むことの習慣化）

③　目的に応じて読む（読む力の育成）

④　本から学ぶ（本から学び、考える機会の提供）

（２）大人への働きかけ

①　支援する人をつくる・育てる（人づくり）

②　支援する人をつなげる（体制づくり）

　　　③　読書の大切さを伝える（社会的気運の醸成）

Ⅳ　施策の体系

１　成長場面に応じた施策

（１）乳児期

（２）幼児期

（３）小学生期

（４）中学生期

（５）高校生期等

（６）特別な支援を必要とする場合

２　生活場面に応じた施策

（１）公立図書館・図書室

（２）保育所・幼稚園

（３）学校

（４）家庭

（５）地域活動

（６）街なか

３　施策マップ

Ⅴ　体制の整備

１　大阪府の取組み

２　市町村の取組み

３　保育機関・学校の取組み

４　民間事業者の取組み

５　地域の取組み

６　ネットワークの形成

Ⅵ　主要施策の行程表

Ⅶ　大阪府における子どもの読書活動の状況等

１　子どもの読書に関する意識等調査

２　全国学力・学習状況調査結果（抜粋）

３　学校図書館の現状に関する調査（抜粋）

Ⅷ　参考資料

１　関係法令

２　子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）

３　用語

４　関係機関一覧